

改正

# 電子帳簿保存法

## 解説&対策講習会！

2022年1月からすべての事業者で、メールやWEBで受領した電子取引（領収書・請求書）は、電子帳簿保存法に対応した電子保存が義務化されています。2年間の猶予期間が設けられましたが、早期に対策を講じることが必要です。

本セミナーでは、電子帳簿保存法についての概要と対策、今からやるべきことを徹底解説します。

●講師

京都総合税理士法人  
代表社員

たかす ひろのり

**高栖 啓敬 氏**



2007年 税理士登録

2008年 社会保険労務士登録

2011年 京都総合税理士法人設立

2017年 京都総合税理士法人 代表社員就任

●日時 令和5年 **1月17日** (火) **14:00~16:00**

●会場 市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース

●受講料 無料

●定員 30名(申込先着順)

●主催 **福知山市商工会・京都府商工会連合会**

●お申込み・お問合せ

下記の申込書にご記入の上1月10日(火)までにお申し込みいただくかQRコードよりお申込みください。

■ 本所(大江) : TEL56-5151/FAX56-1797

■ 三和支所 : TEL58-3667/FAX58-4113

■ 夜久野支所 : TEL37-0001/FAX37-0507



**受講上のお願**

・発熱など体調不良の場合は、受講をご遠慮いただく場合がございます。

・当日はマスクを着用してご来場ください。

事業所名		電子帳簿保存法についてご質問がありましたら、事前にお聞かせください
受講者名		
連絡先電話番号		
E-mail		